

「日本共産党」からの回答

2021 年9月

	<提案>	<質問>	<回答>
1. 食料・農業政策について			
1) 食料自給力向上のために、農業政策の安定を求めます。	低迷を続ける食料自給率の向上を図るため、新規就農者を含め農業者が将来に希望を抱くことができ安心して持続的生産に取り組むことができるように、農業諸政策を法制化し恒久化することが必要です。	貴党の見解を教えてください。 A: 賛成 B: 反対 C: 態度保留 D: その他	【記号選択】 A 【自由記述欄】 農業を国の基幹産業に位置づけ、食料自給率の回復・向上を国政の柱に据えた諸政策・法制度が必要だと考えます。際限のない輸入自由化の中止、価格保障や所得補償の抜本的充実などで若者が安心して就農でき、農山村で暮らし続けられる諸条件を国の制度として整えることです。
2) 遺伝子操作食品の原料表示の義務化を求めます。	消費者基本法ならびに食品表示法で掲げられた消費者の知る権利を実現するために、ゲノム編集技術を含め全ての遺伝子操作食品の原料表示の義務化、およびそれを担保するためのトレーサビリティ制度の確立が必要です。	貴党の見解を教えてください。 A: 賛成 B: 反対 C: 態度保留 D: その他	【記号選択】 A 【自由記述欄】 消費者の知る権利や選択の自由を保障するためには、表示の義務化は必要です。ゲノム編集技術についても、遺伝子組み換え食品同様に扱うべきであり、それを担当するトレーサビリティの制度についても必要だと考えます。
3) 加工食品原料トレーサビリティの制度化を求めます。	食料自給率向上の観点から、加工食品の原料原産地表示制度運用の担保となるトレーサビリティ制度を求めます。	貴党の見解を教えてください。 A: 賛成 B: 反対 C: 態度保留 D: その他	【記号選択】 A 【自由記述欄】 食料自給率の向上には、加工食品の原料原産地表示が国内産であることを担保するトレーサビリティの制度は必要だと考えます。
2. エネルギー政策について			
1) 再生可能エネルギー電力目標60%以上を求めます。	今年改定する2030年エネルギー基本計画において、再生可能エネルギー電力目標を60%以上、2050年度は100%とするべきです。	貴党の見解を教えてください。 A: 賛成 B: 反対 C: 態度保留 D: その他	【記号選択】 A 【自由記述欄】 電力分野は日本のCO2排出量の約4割を占め、CO2削減の成否を握っています。社会全体の省エネ化によって、2030年までに電力需要を20～30%削減。電力供給で30年の石炭火力、原発の発電量をゼロとし、再エネ電力の比率を60%に近づけます。

	<提案>	<質問>	<回答>
2)原子力発電の即刻廃止、石炭火力発電の段階的廃止を求めます。	巨大なリスクを抱える原子力発電は即刻廃止し、石炭火力発電は段階的に縮小し2030年までに廃止すべきです。	貴党の見解を教えてください。 A:賛成 B:反対 C:態度保留 D:その他	【記号選択】 A 【自由記述欄】 放射能汚染という最悪の環境破壊を引き起こし、使用済み核燃料が数万年環境を脅かす原発は、再稼働を中止し、ただちに「原発ゼロ」に踏み出すべきです。石炭火力は、国連からの要求どおり2030年までに運転を中止し、建設・輸出をやめるべきです。
3)再生可能エネルギーの主力電源化の実現を求めます。	脱炭素社会に向けて、再生可能エネルギー主力電源化の実現に向けた推進と政策転換を早急にすすめるべきです。	貴党の見解を教えてください。 A:賛成 B:反対 C:態度保留 D:その他	【記号選択】 A 【自由記述欄】 再エネ電力の比率を高めるには何よりも、再エネ電力を優先的に利用する、優先利用原則の確立が大事です。また再エネ電力を最大限活用できる送電網などのインフラ整備が必要です。地域と住民の力に依拠してすすめてこそ、大規模な普及が可能になります。
3. 福祉・たすけあい政策について			
1)生活上弱い立場にある人々を支援している居場所や地域(子ども)食堂などの拠点活動に対する支援策の強化を求めます。	高齢者や障がい者、ひとり親家庭も含めた生活困窮者にとって、人とひとのつながりは重要です。これまで地域で生活上弱い立場にある人々を支援してきた活動や事業は、コロナ禍において開催が縮小するなど継続運営に苦慮していて、今後の日常生活が脅かされつつあります。地域共生社会を支える活動・事業に対する施策や予算の充実が必要です。	貴党の見解を教えてください。 A:賛成 B:反対 C:態度保留 D:その他	【記号選択】 A 【自由記述欄】 高齢者、障がい者、ひとり親家庭など、生活困窮者の居場所づくりや地域・子ども食堂の運営は、弱い立場にある人たちの暮らしを守り、地域・社会の安定を支える重要な活動です。その役割は、コロナ禍のもとでさらに高まっており、開催が困難になったり、事業の継続が難しくなったりしている状況は、早急に改善することが求められます。感染対策への支援、助成や、開催場所の提供など、公的な支援を行います。

	<提案>	<質問>	<回答>
2)介護関連従事者の基本報酬の引き上げによる待遇改善を求めます。	介護関連の人手不足は深刻です。今回の介護報酬改定でも加算による見なおしとなりました。介護の質の低下やスタッフの負担増加を防ぎ、魅力的な職場としていくためにも、基本報酬の引き上げを行なうことに取り組むことを求めます。	貴党の見解を教えてください。 A:賛成 B:反対 C:態度保留 D:その他	<p>【記号選択】 A</p> <p>【自由記述欄】 介護職員の平均給与が全産業平均を「月10万円」を下回るなど、介護従事者の劣悪な労働条件は長らく放置され、現場は慢性的な人手不足におちいり、それが、公的介護制度の基盤を脅かす重大事態となっています。国民的な批判が高まるなか、政府はこの間、介護従事者の賃金アップに向けた「処遇改善加算」などを行っていますが、同時に、社会保障予算の自然増を抑制するためとして、介護報酬の本体部分の削減・抑制を続けています。そうした対応では、介護従事者の労働条件や社会的評価の問題を解決することはできません。日本共産党は、この間、削減が続いてきた介護報酬(基本報酬)の底上げ・増額をすすめ、介護事業所の経営の安定化と、介護従事者の労働条件の改善、担い手の育成・確保をはかります。また、保険料・利用料の引き上げに連動させないで、緊急かつ確実に介護・福祉職員の賃金アップを実現するため、介護保険財政に占める公費負担の割合を増やし、国費の直接投入による賃金引き上げも推進します。</p>
4. 非営利協同セクターへの支援について			
1)労働者協同組合振興のための基本方針・政策の策定を求めます。	全会一致で成立した労働者協同組合法を機に、政府は政府広報や学校教育などを通じて、労働者協同組合をはじめ協同組合全体の認知度向上を図るとともに、労働者協同組合振興のための基本方針・政策を定めて必要な予算措置を執り、統計によって振興状況を点検し、基本方針・政策の強化を図っていくべきです。	貴党の見解を教えてください。 A:賛成 B:反対 C:態度保留 D:その他	<p>【記号選択】 A</p> <p>【自由記述欄】 10月1日施行の労働者協同組合法の施行は、協同組合全体の認知度を向上させるうえで絶好の機会ですが、国民のなかでは十分に知られているとは言えません。そのメリットや効果が、若者や社会的弱者にも十分届くような広報活動の強化が必要です。労働者協同組合法は目的に、①多様な就労機会の創出、②地域における多様な需要に応じた事業、③持続可能で活力ある地域社会の実現などを掲げています。これを実現するには、</p>

	<提案>	<質問>	<回答>
			<p>国や地方自治体の積極的な支援が必要です。韓国では、障害者や貧困層が行う企業を「社会的企業」とし、財政支援や税金の減免、社会保険料への支援などを行っています。日本でも検討すべきです。</p> <p>国会審議の際、事業に従事する組合員の労働者性の確保や「理事職」乱用の懸念などが表明されました。法律の適用状況や不十分な点を点検し、5年後の見直しでより使いやすい法律に改正していくために、今から検討を始めるべきです。</p>
2) 協同組合憲章と協同組合基本法の制定を求めます。	<p>国連が掲げ推進をめざしている「社会的連帯経済」の一翼を担う協同組合全体を振興していくために、政府は協同組合憲章を、国会は協同組合基本法を制定すべきです。</p>	<p>貴党の見解を教えてください。</p> <p>A: 賛成 B: 反対 C: 態度保留 D: その他</p>	<p>【記号選択】</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>【自由記述欄】</p> <p>国連が2012年に「国際協同組合同年」を提唱してから10年が経ちました。また、「持続可能な開発目標」(SDGs)を推進するうえで、国連は「社会的連帯経済」を重視しています。さらに、その実施手段として協同組合が重要な役割を担うことが、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で明記されています。</p> <p>協同組合全体の社会的役割を発揮するために、政府として協同組合憲章を制定すべきです。すでに日本の主な協同組合などによって結成された「2012国際協同組合同年全国実行委員会」によって協同組合憲章の草案が提唱されています。政府は、協同組合の基本的な性格から、関係団体や有識者と対等・平等に話し合う「円卓会議」(仮)などを設定して、議論を深めるべきです。さらに国会として基本法を制定し法的位置づけを明確にする必要があると思います。</p>

	<提案>	<質問>	<回答>
3) 持続化給付金の支給対象拡大を求めます。	労働者協同組合法の施行を目前にして、人格なき社団として事業を営み納税義務を果たしてきた、地域に貢献し地域課題を解決するための非営利の任意団体が時間切れ倒産のリスクに晒されています。これらの団体も持続化給付金の支給対象に加えられるように、支給要件の見直しを図ってください。	貴党の見解を教えてください。 A: 賛成 B: 反対 C: 態度保留 D: その他	<p>【記号選択】</p> <p style="text-align: center;">A</p> <p>【自由記述欄】</p> <p>緊急事態宣言が4度もだされ、営業自粛要請が長引くもとで、1回こっきりの持続化給付金では営業ができないと悲鳴が上がっています。自粛と補償は一体であるべきであり、持続化給付金は何度でも支給されるべきものです。「NPO特例」によって会費や寄付を主な収入とするNPO法人も持続化給付金の申請ができるようになりましたが、手続きが煩雑など問題を残しました。労働者協同組合法の施行によって法人格を得られた団体は持続化給付金の支給対象とし、さかのぼって申請を受け付けるべきです。また、労働者協同組合法の目的からみて、地域に貢献し地域課題を解決するために任意団体であっても支給対象に加える必要があると考えます。人格なき社団として事業を営み納税義務を果たしてきた団体に、支援金や応援金を支給している自治体もあります。国が本来率先してやるべきです。</p>